

福利厚生事業事務組合事務処理規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は本組合の定款第7条第7号の規定により、本組合が社会保険、退職金共済等組合員の委託を受けて、それぞれの事務を処理する方法およびその処理に関して生ずる本組合および組合員の責任を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項、各号に定めるところによる。

2 受託の区分

- | | |
|-------------|---|
| (1) 社会保険 | 政府管掌健康保険、厚生年金保険 |
| (2) 退職金共済 | 中小企業退職金共済機構の取扱う中小企業退職金共済、建設業退職金共済およびその他の退職金共済 |
| (3) 小規模企業共済 | 中小企業基盤整備機構の取扱う小規模企業共済 |
| (4) 倒産防止共済 | 中小企業基盤整備機構の取扱う倒産防止共済 |

3 委託者の区分

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 委託組合員 | 本事務組合に社会保険、退職金共済の事務を委託した組合員 |
| (2) 特別組合員 | 委託組合員の構成員として特別加入等により承認を受けている組合員 |

第2章 社会保険関係事務処理の委託

(社会保険関係事務の委託)

第3条 本事務組合が社会保険労務士との提携業務として委託を受けて処理する社会保険事務は、健康保険法および厚生年金保険法の規定による委託組合員が事業主として処理すべき社会保険事務の一切とする。

- 2 委託組合員が本事務組合に社会保険事務の処理を委託しようとするときは、前項に規定する社会保険事務の一切の処理を委託するものとする。

(委託事務の手続)

第4条 組合員は本事務組合に社会保険事務の処理を委託しようとするときは、

社会保険労務士に提出する委任状を提出するものとする。

(委託の解除)

第5条 本事務組合または委託組合員が社会保険事務処理の委託を解除しようとするときは、届出コード104に定める健康保険厚生年金保険事業所関係変更届にそれぞれ記名、押印するものとする。

2 本事務組合は、委託組合員が法令またはこの規約に違反したときは、社会保険事務処理の委託を解除することができる。

第3章 建設業退職金共済事務処理の委託

(委託できる者の範囲)

第6条 当組合に建設業退職金共済の事務を委託できるものは、組合員に限定する。

(委託事務の内容)

第7条 当組合が委託を受けることのできる事務は、次のとおりとする。

- (1) 共済契約締結の事務
- (2) 手帳交付の事務
- (3) 証紙購入、貼付の事務
- (4) 手帳更新の事務
- (5) その他、共済契約に係る諸届の事務

(備付帳簿)

第8条 当組合は、次の帳簿を備付けるものとする。

- (1) 委託組合員との間の掛金の収受を明らかにする帳簿
- (2) 証紙購入について金銭の支出を明らかにする帳簿
- (3) 被共済者の事業所、氏名、生年月日ならびに加入および脱退の年月日を明らかにした名簿
- (4) 被共済者別の共済手帳および証紙の受払い状況を明らかにした帳簿

(加入、脱退状況の報告)

第9条 当組合は、委託組合員の委託の状況ならびに被共済者の加入、脱退の状況を4半期ごとに、建設業退職金共済事業本部に報告するものとする。

第4章 小規模企業共済及び倒産防止共済

(委託できる者の範囲)

第10条 当組合に小規模企業共済の事務を委託できる者は、組合員及び委託により組合に損害を与えないと認められ、理事会の承認を受けた者。

(委託事務の内容)

第11条 当組合が委託を受けることのできる事務は次のとおりとする。

(1) 小規模企業共済

- ① 共済契約締結の事務
- ② 届出事項変更の事務
- ③ 共済金、解約手当金請求の事務
- ④ 契約者貸付請求の事務

(2) 倒産防止共済（経営セーフティ共済）

- ① 共済契約締結の事務
- ② 契約承認手続の事務
- ③ 掛金変更手続の事務
- ④ 共済金、一時貸付金請求の事務

第5章 事務処理の方法

(社会保険算定基礎届の提出)

第12条 委託組合員は次の各号に掲げる事項を健康保険、厚生年金保険料の算定基礎届けにより毎年4月、5月、6月に支払った各個人の給料を、毎年7月5日までに本事務組合に報告しなければならない。

(社会保険被保険者の異動等に関する報告)

第13条 委託組合員はその使用する労働者についての被保険者の資格の得喪、氏名の変更等の異動（以下「被保険者の異動」という。）または、委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動（以下「事業主の異動」という。）に関する日本年金機構及び全国健康保険協会に対する届書を作成するに必要な事実を、その届書の提出期限の5日前までに本事務組合に報告しなければならない。

2 委託組合員は健康保険、厚生年金保険の被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について、前項の規定による被保険者の資格の取得、氏名の変更の通知を行なうときは、被保険者証を提出しなければならない。

(傷病手当金等の給付および年金給付に関する報告)

第14条 委託組合員は、その使用する被保険者が死亡、負傷、傷病等にかかった場合、または年金給付事由に該当したときは、その都度速やかに本事務組合に報告しなければならない。

(建退共掛金の納付)

第15条 事務の委託を行なっている組合員は、各月賃金締切日のあと、速やかに被共済者毎に出勤日数を通知するとともに、その掛金を当組合に納付しなければならない。

2 本組合は被共済者毎に個人別証紙貼付状況を明らかにしなければならない。

3 本組合は委託組合員毎に証紙受払帳を整備しなければならない。

(建退共手帳に対する消印の方法)

第16条 証紙の消印は組合がこれを行ない、組合の名称、日付を明らかにして行なうものとする。

第6章 組 合 費

(事務組合費及び手数料の額)

第17条 本事務組合は福利厚生事業事務組合の業務を運営するため、委託組合員から別に定めるところにより事務組合費を徴収する。事務組合費は消費税の非課税扱いとして処理する。

2 組合費は、社会保険および建設業退職金共済に区分して徴収する。

3 委託事務については、受益者負担として手数料を徴収することができる。手数料は消費税の課税扱いとして処理し、その額は理事会において定めるものとする。

4 小規模企業共済及び倒産防止共済加入者からは、組合費は徴収しない。

5 前項の者の手続のうち共済金、貸付金の請求については手数料を徴収することができる。

(事務組合費及び手数料の納入)

第18条 委託組合員は、毎月の賦課金の納入とあわせて事務組合費及び手数料を納入しなければならない。

(拠 出 金)

第19条 本事務組合の業務の運営を円滑にするため、協同組合に対して拠出金を支払うことができる。拠出金の額は、理事会において決定する。

第7章 会 計

(経理年度)

第20条 本事務組合の経理年度は、本組合の事業年度とする。

付 則

1. この規約は、平成16年1月27日から施行する。

2. この規約は、平成17年4月1日から施行する。

3. この規約は、平成22年11月26日から施行する。